

県内

平成29・30年度
高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格
審査申請書提出要領

- 1 提出要領 (5ページ)
- 2 記載要領 (5ページ)

別添書類

- ① 入札参加資格審査要綱 (5ページ)
- ② 申請書類
様式①～④、調査票、個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
- ③ 別表1～4
- ④ 技術者実務経験証明書
- ⑤ 変更届
- ⑥ 合併等に関する申出書

高知県土木部建設管理課

<要領に関する問い合わせ先>

高知県土木部建設管理課建設業振興担当

電話：088-823-9815

FAX：088-823-9263

<提出要領> 県内業者用

平成29・30年度（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）に高知県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計業務等の一般競争入札（指名競争入札を含む。以下同じ。）に参加を希望される方の申請方法等は次のとおりです。

なお、この要領における「審査基準日」は平成28年10月1日です。

1. **申請方法等**

次の「(1) 審査の日」に示した日程で、対面にて審査を行います。各社の商号の頭文字により審査日を指定していますが、指定日に都合がつかない場合は、他の審査日に変更して頂くことも可能です。

審査日時の予約については、①又は②、いずれかの方法で行って下さい。なお、できる限り①の電話予約により事前予約を行うようにして下さい。

①平成29年1月4日（水）以降に建設管理課に電話で事前予約する。

②審査当日に会場に設置された審査受付表に、商号を書き込んで予約する。

(1) 審査の日 平成29年1月12日（木）～ 同年1月20日（金）

午前 10:00～12:00

午後 13:00～15:00

審査日	受付対象者（50音区分）
12日（木）	商号名称の頭文字 あ～お
13日（金）	か～こ
16日（月）	さ～そ
18日（水）	た～と
19日（木）	な～ほ
20日（金）	ま～ん

※注意事項※

- ・審査は、対面にて行います。郵送による申請はできませんので、ご注意ください。
- ・審査の際に口頭確認を行う場合がありますので、申請内容及び会社の状況を十分把握している方が受審して下さい。
- ・なお、上記の期間内で審査を受けることが困難である場合には、建設管理課建設業振興担当まで（TEL088-823-9815）ご連絡ください。ただし、平成29年1月31日（火）が申請期限ですので、ご注意ください。

(2) 審査会場 こうち勤労センター5階会議室 高知市本町4-1-32

* こうち勤労センターの駐車場は利用できませんので、ご注意ください。

(3) 申請期限 平成29年1月31日(火)

2. **提出書類**

次の(1)及び(2)に示す書類をご提出ください。

なお、(2)添付書類については、A4判ファイル(ピンク色)に綴じ込んで、ファイルの背表紙に商号又は名称を記入し、**1部**提出してください。

(1) 申請書類等については、(2)のファイルには綴じ込まずにご提出下さい。

(1) 申請書類等 (ピンク色ファイルに綴じ込まないもの)

- ①平成29・30年度競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)(様式①)
- ②技術職員名簿(様式④)
- ③調査票(建築一般の部門を申請される方のみ)
- ④年間委任状(年間を通じて契約の権限を委任する場合のみ)
 - ・様式は任意で、**1部**。
 - ・委任期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとすること。

注意 平成29・30年度を通して代表者の落札後の契約権限を営業所に委任する場合は、年間委任状(任意様式)としてその旨記載し、**1部**提出してください。これにより、一般競争入札における入札参加資格確認通知又は指名競争入札における指名通知は、代表者ではなく当該年間委任状の受任者あてに送付するとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。また、提出いただいた年間委任状は返却しません。(受付印を押して返却することはしませんのでご注意ください。)

紙入札において、入札権限を委任する年間委任状を使用する場合は、任意に作成(コピー可)し、個々の入札時に提出してください。

※ 年間委任状の取扱いに関する問合せは、高知県土木部建設管理課契約担当(TEL 088-823-9813)までお願いします。

⑤個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書 **2部(1部はコピー可)**

この様式は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。申告(誓約)書のうち、**1**による申告か**2**または**3**による誓約を行わない場合は、資格審査の申請はできません。

- ・ 1の場合、個人住民税の特別徴収の実施を確認させていただくために、高知県内において最も多くの従業員等が居住する市町村から送付される直近の**個人住民税特別徴収税額決定通知書の原本**を提示していただきます。
- ・ 新規事業者等のため、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、2により誓約してください。

い。(なお、前回の入札参加資格審査において、2により誓約したにもかかわらず、対象者がありながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合は、誓約書は受け付けないので注意してください。)

- ・ 高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、3により誓約してください。

(2) 添付書類 (ピンク色ファイルに綴じ込んで提出するもの)

- ①別表2に掲げる営業の種類のうち登録のある場合は、その証明書 (写し可)
- ②営業所一覧表 (様式②)
- ③測量等実績調書 (様式③)
- ④申請者が法人の場合には・・・商業登記簿謄本 (写し可)
申請者が個人の場合には・・・代表者の身分証明書 (市町村長の証明、原本)
※いずれも証明日が申請日以前3ヶ月以内のもの。
- ⑤財務諸表の写し (審査基準日の直前1年及び2年の事業年度分)
 - ・ 法人の場合 → 損益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、注記表
 - ・ 個人の場合 → 「青色申告決算書」又は「収支内訳書 (白色申告書)」一式

3. **持参書類等**

持参書類については、審査後にお返ししますので、原本をご持参下さい。

①納税証明書：証明日が平成28年10月1日以降のもので、全て原本。

審査基準日前日 (平成28年9月30日) までに納期限の到来した全ての税について滞納がない旨の記載があるもの。

- 国税 (税務署長の証明：個人事業者は様式その3の2、
法人事業者は様式その3の3)
- 県税 (県税事務所長の証明)
- 市町村税 (市町村長の証明)

②税務申告書控え及び同添付書類一式 (審査基準日の直前1、2年の事業年度分)

③源泉徴収簿、賃金 (給与) 台帳等職員の在籍、勤務状況を確認できるもの

(審査基準日直前1年分及び審査基準日から平成28年12月31日までの分)

④「雇用保険被保険者資格取得 (喪失) 等確認通知書」及び「社会保険標準報酬決定通知書」等、雇用保険及び社会保険の加入状態が確認できるもの

⑤「技術職員名簿」に記載された技術者が、業務に関し別表3に掲げる免許、登録等を受けている場合は、その資格を有することを証するもの (写し可)

また、実務経験を有する技術者については、「技術者実務経験証明書」、学歴証明書 (正本及びそのコピー) 等が必要

4. **申請書提出後の記載事項の変更について**

申請書を提出した後、次に掲げる事項について変更があったときは、変更届2部を作成し、直ちに知事（土木部建設管理課建設業振興担当）に提出してください。

なお、年度途中での申請業務の追加はできませんので、変更届を提出する必要はありません。

- ① 本社の名称及び所在地
- ② 委任営業所の名称及び所在地
- ③ 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- ④ 主たる営業所の電話番号
- ⑤ 技術職員の追加、変更、削除
- ⑥ その他の重要な事項（FAX番号、Eメールアドレス、受任者等）

※注1 ①②③について法人は、登記簿謄本（写し可）を添付すること。

※注2 技術職員の変更届出については、変更届出書に資格証及び健康保険証等の写しを添付すること。

5. **資格の取消について**

申請書提出後に入札参加資格審査要綱第7条に該当したときは、入札参加資格を取り消します。（倒産、法律上必要な営業登録の取消等）

6. **組織変更等に伴う再審査の手続について**

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協業組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができます。該当する場合は、再審査の受審の有無に関わらず、別に定める様式（合併等に関する届出書）により、土木部建設管理課建設業振興担当まで、速やかにその旨を届出てください。

存続会社が高知県の建設、測量コンサルタント等業務入札参加資格を有しており、合併に伴い商号変更を行う場合は、再審査申請の前に建設、測量コンサルタント等業務入札参加資格の変更届を提出してください。

（1）審査基準日

合併、事業譲渡、分割等の日の翌日

（2）提出書類

① 競争入札参加資格審査申請書類一式

（様式①、様式②、様式③、様式④、営業に関する登録の証明書（写し））

② 財務諸表

③ 合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し

④ 合併、会社分割等に係る総会議事録の写し

⑤合併、会社分割等後の登記簿謄本

⑥合併、会社分割等後の納税証明書（国、都道府県、市区町村）

※高知県内に営業所がある場合は、その営業所を管轄する県税事務所の納税証明書も必要

⑦合併、分割等のフロー図

⑧その他

詳細についてはお問合せください。

（３）審査方法

対面審査

7. **その他の再審査について**

次に該当することとなった場合は、直ちに建設管理課建設業振興担当へ報告してください。

①会社更生法の手続開始の申立てを行った者

②民事再生法の手続開始の申立てを行った者

③特定調停の手続開始の申立てを行った者

①、②又は③に該当することとなった場合は、再審査を行ない資格の再認定を受ける必要があります。（再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。）

（１）審査基準日

受審する日によって異なりますので事前にご連絡ください。

（２）提出書類

- ・競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務） 様式①
- ・手続開始の決定書の写し
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・その他

8. **申請書及び添付書類**

高知県の土木部建設管理課ホームページよりダウンロードしてください。

（ホームページアドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/>からトップページの「組織からさがす」→「土木部」→「建設管理課」→「入札参加資格関係」→「県内測量・建設コンサルタント（競争入札参加資格申請要領等）」）

< 記載要領 >

様式①③における金額については、特に記載のない限り 千円未満切り捨て、消費税抜きでご記入ください。(免税事業者は税込みで構いません。)

- (1) 平成29・30年度競争入札参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等業務)
(様式①) : 2枚組

(第1面)

①申請区分

平成27・28年度又は平成28年度の入札参加資格に申請をされていた方は「継続」に「1」、それ以外の方は「新規」に「1」を記入して下さい。

②商号名称 (フリガナ)

カタカナで記入し、濁音及び半濁音を表す文字は1文字として扱うこととします。
(法人の種類を表す文字は記載しないで下さい。)

③商号名称

法人の種類を表す略号も記入して下さい。

④代表者名 (フリガナ)

カタカナで記入し、濁音及び半濁音を表す文字は1文字として扱うこととし、姓と名の間は1文字空けて下さい。

⑤代表者名

姓と名の間は1文字空けて下さい。

⑥代表者役職名

法人の場合は代表者の役職名を、個人事業者の場合は「代表者」と記入して下さい。

⑦本社所在地

丁目、番地等は「-」(ハイフン)で記入して下さい。

⑨本社電話番号 ⑩本社FAX番号

市外局番、局番、番号を「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入して下さい。

⑩課税免税届

平成29年4月1日現在が消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」に「1」を記入して下さい。

⑫本社Eメールアドレス

①の申請区分で、「新規」である事業所のみ、「新規」に「1」を記入し、本社のEメールアドレスを記載して下さい。

①の申請区分が、「継続」である事業所は、「登録済」に「1」を記入し、メールアドレスの記載はせず、アドレスの記入欄は空欄として下さい。

※「継続」である事業所で、前回の申請からメールアドレスに変更がある場合には、変更届出書をその都度提出して下さい。申請書でのメールアドレスの変更はできませんので、ご注意ください。

電子入札について

一般競争入札、指名競争入札は、一部を除いて電子入札により実施しています。

電子入札制度には、次の特長があります。

- (1) 指名競争入札の指名通知、一般競争入札の入札参加資格確認通知は、すべて電子メールで行いますので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただいて各種の手続をする必要がありません。
- (2) 一般競争入札の公告及び入札金額の積算に必要な設計図書は電子閲覧が可能で、一般競争入札参加申請もインターネットを介して行うので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただく必要がありません。
- (3) 入札はインターネットを介して行い、結果通知は電子メールで行われるので、入札日に入札会場へ来ていただく必要が無くなります。

高知県の建設工事に係る委託業務の入札契約に係る手続きを行うためには、電子入札に対応できる環境整備が必要不可欠となっており、入札参加資格申請には、メールアドレスの取得が必須要件となっています。

今回初めて入札参加資格を申請される方等で、会社メールアドレス未取得の方は、入札参加資格申請書への記載ができるよう取得をお願いします。

また、携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの（概ね2GB未満）での登録は控えてください。

なお、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。

電子入札に関する照会先

高知県土木部建設管理課契約担当 Tel 088-823-9813

13 申請業務、及び登録の有無（別表1及び2参照）

①申請しようとする業務について、「申請」の欄に「○」を記入して下さい。

②申請業務のうち、法令等による営業の登録をしているものには「登録」の欄に「○」を記入して下さい。この際、1～3の測量業務全部門、4建築一般、5意匠、6構造、43不動産鑑定業務、44登記手続等、46環境調査、48水質等分析の申請は、法律上営業の登録を受けている場合に限りです。

14 建築士事務所登録区分

登録の種類について下記により記入して下さい。

1級建築士事務所	1
2級建築士事務所	2
木造建築士事務所	3

15 計量証明事業登録区分

登録の種類について、下記により登録しているものすべてを記入して下さい。

濃度	1
音圧レベル	2
振動加速度レベル	3

(例：濃度と振動加速度レベル →)

16 その他詳細

申請業務のうち、「その他」を申請する場合に業務内容を 20 文字以内で簡潔に記入して下さい。

(第 2 面)

17 測量等実績高 (千円未満切り捨て、消費税抜きでご記入ください。(免税事業者は税込みで構いません。))

コンサルタント業務のみの実績とし、建設業等兼業部分の実績は除いて下さい。

① 審査基準日の直前 1 年度及び 2 年度の完成業務高について記入して下さい。

また、決算が 6 ヶ月の場合や、決算期変更の場合等は、枠を二分する等して記入して下さい。

② 「直前 2 か年の年間平均実績高」は、2 年度の合計額を 2 で除した額 (千円未満切り捨て) を右詰めで記入して下さい。

③ 「その他」の実績高には 申請業務以外の分 を記入して下さい。

18 自己資本額

審査基準日の直前決算の「自己資本額」を記入して下さい。

- ・法人の場合 → 貸借対照表 純資産の部「純資産合計」の額を記入
- ・個人の場合

① 「青色申告」で貸借対照表を作成し申告している方

→ 貸借対照表の期末時点での以下の計算をした金額を記載してください。

元入金 + 青色申告特別控除前の所得金額 + 事業主借 - 事業主貸

② 「白色申告」又は「青色申告」で貸借対照表を作成していない方

→ 自己資本額は空白としてください。(貸借対照表がないため)

19 営業年数

1 年未満の端数は切り捨てとして下さい。

20 登録を受けている業務

別表 2 に掲げる営業の種類のうち登録を受けている業務がある場合は、その登録番号及び登録年月日を記入して下さい。

21 技術職員実数 (無資格者含)

平成 28 年 12 月 31 日現在で、管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務にたずさわる技術職員の人数を記入して下さい。

22 ~ **29** 受任者欄

項番 3 の継続新規区分が、「継続 (平成 27・28 年度又は平成 28 年度入札参加資格に申請をしている事業所)」である場合には、全て空欄として下さい。

変更がある場合は、変更の都度、変更届出書をご提出下さい。

例えば、「継続」の事業者で、平成 29 年 4 月 1 日から受任者を変更される場合は、変更をする時点で、別途変更届出書を提出して下さい。

(2) 営業所一覧表 (様式②)

① 本店以外の営業所での契約を希望する場合に記入して下さい。

② 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する支店等の営業所の名称を記載し、() 内には連

絡担当者名を記入して下さい。

③「所在地」欄は上段から左詰めで記入し、「丁目」、「番地」等については「-」（ハイフン）を用いて記入して下さい。

④「電話・FAX番号」欄は上段に電話、下段にFAXの番号を記入して下さい。

(3) 測量等実績調書（様式③）（千円未満切り捨て、消費税抜きでご記入ください。（免税事業者は税込みで構いません。））

①申請しようとする業務区分ごとに作成して下さい。

（業務区分：測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査業務、補償コンサルタント、土木関係その他業務、その他）

②直前1年及び2年の事業年度の主な業務実績について、注文者別（官公庁、民間）に区分して記入して下さい。

③「元請、下請の別」欄には、測量、建設コンサルタント等以外の者から受注した場合は「元請」、他の測量、建設コンサルタント業者等から受注した場合は「下請」と記入して下さい。

④下請については、「注文者」欄には元請業者名を記載し、「件名」欄には下請業務名を記入して下さい。

⑤高知県発注の業務については、「件名」欄には委託番号、委託業務名を記入して下さい。

⑥「測量等対象の規模」欄には、測量等の面積、精度等、設計の構造等を記入して下さい。

※官公庁発注の業務については、設計書の概要欄の記載事項を転記して下さい。

⑦業務履行場所は、高知県内は市町村名を記入して下さい。

(4) 技術職員名簿（様式④）：平成28年12月31日現在で記入して下さい。

①平成28年12月31日現在で、管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務にたずさわる技術職員について記入して下さい。

※職員とは、雇用期間を定めず、継続して雇用されている方で、原則として月給制の適用者及び雇用保険、健康保険、厚生年金保険の被保険者が対象となります。

②「頁数」は、右詰めで記入して下さい。

（例：3枚目 → □ □ 3頁）

③「技術職員総合計」は、技術職員名簿に記載された人数の合計の数を右詰めでご記入下さい。

（例：25人 → □ □ 2 5人）

④「フリガナ（姓のみ）」は、姓のフリガナをカタカナで右詰めで記入して下さい。その際濁音及び半濁音を表す文字は、1文字として扱います。

⑤「氏名」は、姓と名の間は1文字空けて下さい。

⑥「生年月日」は、T（大正）、S（昭和）、H（平成）を○で囲み、年月日をご記入下さい。

⑦「有資格区分コード」は、別表3により該当する資格のコードをご記入下さい。

また、記入できる資格コードが6つ以上ある場合は、次の段に続けて記入し、「番号」、「氏名」、「生年月日」は空欄として下さい。

※1人につき2枚の用紙に渡って記載されることのないようご注意ください。

※同種の資格で1級と2級、士と士補などの両方の資格を持っている場合は、上位の資格の

コードのみご記入下さい。

- ⑧資格コード「981」「982」の実務経験を有する者については、実務経験証明書、学歴証明書等をご添付下さい。過去に県の確認を受けている場合は、**建設管理課受付印押印済**の実務経験証明書等をご持参下さい。
- ⑨資格コード「983」、「984」、「985」の大臣の認定を受けている方については、認定書等（写し可）をご持参下さい。